

ジェネリック医薬品に切り替えを

「ジェネリック医薬品差額通知書」国民健康保険は6月と12月、後期高齢者医療保険は8月と来年1月を送付します。この通知は、現在処方されている新薬からジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合の自己負担軽減額をお知らせするものです。薬代の自己負担額が100円以上（後期高齢者は300円以上）軽減できる人が対象で、国民健康保険や後期高齢者医療財政の改善も目的です。ぜひご協力を。

◆ジェネリック医薬品
効き目や安全性が実証されている薬と成分や効果が同じであることなどが承認された安価な医薬品



問合せ先 市保健課 Tel 26・12229
香川県後期高齢者医療広域連合
Tel 087・811・1866

3年度香川県下水道協会 下水道排水設備工事 責任技術者資格認定共通試験

下水道排水設備工事指定工事の責任技術者認定試験を実施します。
日時 11月2日(火) 14時～16時
場所 レフザムホール(香川県民ホール)多目的大会議室玉藻(高松市玉藻町9-10)
申込期間 8月2日(月)～31日(火)
受験に関する申込書や講習会の案内などは、都市整備課にあります。

問合せ先 都市整備課 Tel 26・13304

児童扶養手当の現況届は8月中旬に

児童扶養手当は、父または母のいない児童を養育している親などへ児童の健やかな成長を願って支給される手当です。支給には一定の要件があります。受給するには申請が必要です。受給資格があると思われる人は福祉課に相談してください。

現在、児童扶養手当の受給資格がある人は、8月中旬に現況届の手続きが必要です。この手続きをしないと、手当を受けられなくなりますので必ず手続きをしてください。なお、現在支給停止になっている人も手続きが必要です。※2年間手続きをされない場合、時効により受給権は消滅しますので、注意してください。

支給要件

- 次の①～⑥のいずれかに該当する子どもを、母または父が監護している場合に支給されます。
- ※個々の家庭が支給要件に該当するかについては、福祉課に相談してください。
 - ① 父母が婚姻を解消した
 - ② 父または母が死亡した
 - ③ 父または母が重度の障害の状態にある
 - ④ 父または母の生死が明らかでない
 - ⑤ 父または母が申立てにより保護命令を受けた
 - ⑥ その他
- (父または母が1年以上遺棄している、父または母が1年以上拘禁されている、母が婚姻によらないで懐胎したなど)

受付日時

8月8日(日)・22日(日) 9時～16時30分
8月18日(水)～20日(金) 9時～20時
右記以外の8月中(月～金曜日)
9時～16時30分

受付場所

市役所 福祉課(1階 相談室)
時間帯によっては、待つていただくようなことも予想されますが、ご了承ください。また、時間帯が合わない場合は事前に連絡してください。調整可能です。

持参するもの

- ◇児童扶養手当証書サーモンピンク色
- ◇養育費等に関する申告書
- ◇児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及び届出に係る添付書類
- ※該当する人にはすでに届出書を送付しています。

◇扶養義務者に関する調査票

- ◇その他
- ・別居監護している場合は「別居監護申立書」
- ・障害者手帳・療育手帳(該当者のみなど)
- ※受付期間中または時間内に来られない人は**必ず連絡(福祉課 Tel 26 12228)**してください。

※手続きができるのは、**受給資格者(本人)**のみです。

※届書の中で、勤務先名、住所、電話番号を記入する欄がありますので、あらかじめ調べておいてください。また、内職の人は内職の種類(職種)を、無職の人は生計維持方法を記入する必要があります。

問合せ先 福祉課 Tel 26・12228

5歳児健診(発達支援健診)

子どもの成長について、気になることはありませんか？
4、5歳の時は子どもの成長、発達に重要な時期です。保護者にとっては、子どもの発育過程でさまざまな不安や心配ことがあると思います。

市では、毎年就学前の児童を対象とした「5歳児健診」を次の内容により実施します。
健診対象児 市内在住の5歳児(平成28年4月2日～29年4月1日生)

健診内容 問診・生活観察・医師による診察・保健師による保健・栄養指導

健診日程

日程	場所
8月11日(水)	しろとりこども園
25日(水)	東かがわこどもアカデミー
9月22日(水)	東かがわこどもアカデミー
11月24日(水)	丹生こども園
12月8日(水)	けいあいこども園
22日(水)	引田こども園
1月12日(水)	引田こども園
26日(水)	大内こども園
2月9日(水)	大内こども園

※医師による診察は13時30分～
※現在通園中の子どもには、再度、保育所・幼稚園・認定こども園を通じて別途ご案内します。

問合せ先 福祉課 Tel 26・12228

「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」参加者募集

目的 先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象とし、父などが戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図る。

費用 参加費 10万円(付添希望者は要相談)

実施地域

広域地域	特定地域
①東部ニューギニア	①東部ニューギニア
②ビスマルク諸島	②西部ニューギニア
③中国	③ミャンマー
④トラック諸島	
⑤パラオ諸島	
⑥ミャンマー・タイ	
⑦フィリピン(1次)	
⑧ソロモン諸島	
⑨マリアナ諸島	
⑩マーシャル諸島	
⑪フィリピン(2次)	
⑫台湾・バシー海峡	

詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 日本遺族会事務局 Tel 03-3261-5521
申込先 (財)香川県遺族連合会 Tel 087-831-6081